

第10条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
 - (3) 施設等及び展示資料を損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。
- (使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第9条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。
- (使用期間)

第12条 センターは、同一使用者が同一施設を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第14条 使用者が、施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は新たな設備を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第11条の規定により、施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第17条 施設等の使用者は、当該使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 公用又は公共用その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- (3) 施設等の使用者が使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第20条 施設等及びセンターの敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月15日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び別表のうち1 施設利用料金の表の改正規定(芝生広場の項を削る部分に限る。)は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

21 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項及び別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月19日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

39 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

40 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

附 則(令和3年3月29日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例に基づくプロジェクター及びワイヤレスアンプセットの利用について必要な予約等の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第17条関係)

1 施設利用料金

時間 名称	区分	午前 (午前9時から正午 まで)	午後 (午後1時から午後 5時まで)	夜間 (午後6時から午後 9時まで)	終日 (午前9時から午 後9時まで)
多目的ホー ル	平日	8,800円	11,732円	11,000円	31,532円
	土日・休日	10,475円	14,037円	13,200円	37,712円
体育館	平日	2,200円	2,932円	2,828円	7,960円
	土日・休日	2,618円	3,456円	3,351円	9,425円

時間 名称	室数	午前9時から正午 まで	正午から午後3時 まで	午後3時から午後 6時まで	午後6時から午 後9時まで
演習室	1	1,885円	1,885円	1,885円	2,513円
音楽室	1	1,413円	1,413円	1,413円	1,885円
スタジオ研修室	1	1,413円	1,413円	1,413円	1,885円
演劇研修室	1	1,413円	1,413円	1,413円	1,885円
イベント広場	1	2,200円	2,200円	2,200円	2,828円
和室	2	942円	942円	942円	1,256円
厨房	1	1,885円	1,885円	1,885円	2,513円
小会議室	9	470円	470円	470円	628円
中会議室	5	942円	942円	942円	1,256円
大会議室	1	1,885円	1,885円	1,885円	2,513円
美術室	1	942円	942円	942円	1,256円
第1ギャラリー		1日当たり(午前9時から午後9時まで)			
第2ギャラリー		1日当たり(午前9時から午後9時まで)			
小ギャラリー		1日当たり(午前9時から午後9時まで)			
情報展示コーナー		1件当たり			

備考

- 1 使用者が1,000円を超える入場料その他これに類する料金を収受する場合の利用料金は、この表に定める利用料金(以下「規定利用料金」という。)に100分の150以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。
- 2 第20条の規定により、教育委員会の許可を受けて展示即売、商業宣伝又はこれに類する行為を目的として使用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間30分につき規定利用料金に100分の20を乗じて得た額を、規定利用料金に加えた額とする。
- 4 流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、備考の1から3までのいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 附属設備利用料金

(1) 舞台設備(多目的ホール)

品名	単位	区分	利用料金
ボーダーライト	1列	1回	1,047円
サスペンションライト	1列	1回	1,047円
アップーホリゾン	1列	1回	2,095円
フットライト	1列	1回	1,047円
ローアーホリゾン	1列	1回	2,095円
シーリングライト	1列	1回	1,047円
音響板	1式	1回	2,095円
ピンスポットライト	1台	1回	313円
サイドスポットライト	1台	1回	313円
ハイスタンド	1台	1回	313円
グランドピアノ	1台	1回	313円
平台	1式	1回	1,047円
スモークマシーン	1台	1回	1,047円

(2) スタジオ研修室

品名	単位	区分	利用料金
ビデオカメラ	1台	1回	103円
セットライト	1台	1回	103円

編集コントロール装置	1式	1回	103円
特殊効果装置	1式	1回	103円
ベース・キーバック・スポットライト	1台	1回	103円
ダブルカセットデッキ	1台	1回	103円
SVHSダビング装置	1式	1回	103円
フィル・トップライト	1台	1回	103円

(3) 音楽室

品名	単位	区分	利用料金
アップライトピアノ	1台	1回	313円
エレクトーン	1台	1回	313円
ジャズドラム	1セット	1回	313円
ティンパニー	1式	1回	313円
ギター	1台	1回	313円
譜面台	1台	1回	103円
ステレオ	1台	1回	103円
ギターアンプ	1台	1回	103円
指揮台	1台	1回	208円
指揮者用譜面台	1台	1回	208円

(4) 共通

品名	単位	区分	利用料金
プロジェクター	1台	1回	220円
ワイヤレスアンプセット	1台	1回	110円

備考

- 1 附属設備の利用の回数は、施設利用料金の表に規定する多目的ホール、体育館、演習室等の施設ごとの1の利用時間の区分での利用を1回とし、第1ギャラリー、第2ギャラリー又は小ギャラリーにおいては、演習室から美術室までの1の利用時間の区分での利用を1回とする。ただし、多目的ホール及び体育館における終日の区分は3回とする。
- 2 利用料金については、この表に定めるもののほか施設利用料金の表の備考の1から4までの規定を準用する。
- 3 ピアノ調律料は、別に実費を徴収する。

3 駐車場利用料金

区分	単位	金額
マイクロバス(乗車定員11人以上 30人未満)	1台1回	550円
上記以外の車両	1時間を超え、1時間ごと1台につき	103円 (駐車場利用料金の合計は、1日1回につき515円を限度とする。)

備考

- 1 軽車両及び総排気量50cc以下の原動機付自転車は、無料とする。
- 2 この表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。